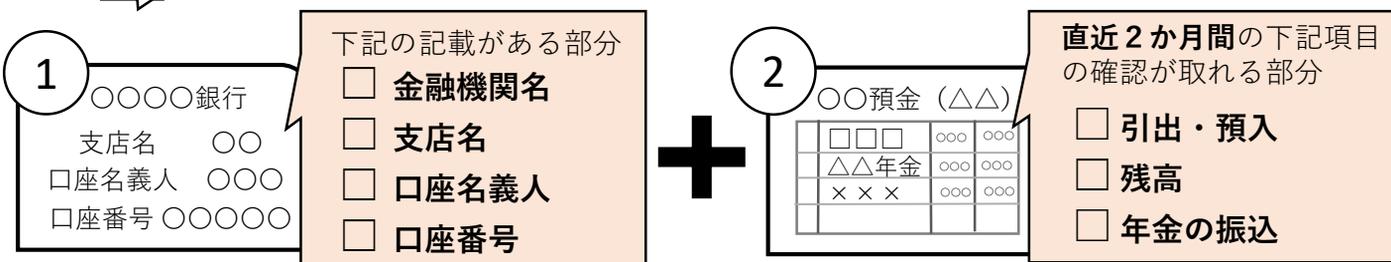


介護保険負担限度額認定証を申請される皆様へ

介護保険負担限度額認定証の申請には、**申請書**とともに次のA、Bの書類が必要となります。

A.本人（・配偶者）名義すべての通帳のコピー

- 生活保護受給中の方は、添付不要です。
- 配偶者がいる場合(内縁・別世帯含む)は、対象者分に加えて**配偶者名義すべての通帳のコピー**が必要です。
- インターネットバンクで通帳がない場合等は、**金融機関名・名義人・支店名・口座番号、直近2か月間の引出・預入・残高・年金振込、定期預金の残高**がわかる部分のコピーを添付してください。
- 申請前に記帳**のうえ、次の①・②・③のページのコピーを添付してください。
(吹き出し内の項目が確認できる部分が必要です。)



必ずご確認ください

ゆうちょ銀行や、総合口座等は多くの場合、普通預金（通常貯金）等のページの後に、定期預金・貯蓄型預金等のページがありますので、必ずご確認くださいのうえコピーを添付してください。



▼お取引がないとき

白紙の定期預金ページのコピー

▼お取引があるとき

残高が確認できる部分
(残高が0円の場合も必要です)

※金融機関によっては定期預金等のページがない通帳があります。その場合は、提出不要です。

B.その他の預貯金の書類のコピー（ある場合のみ）

・資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象となります。

●投資信託や、株式、国債、地方債、社債などの有価証券

銀行、証券会社等の口座残高のコピー
(ウェブサイトのコピーも可)

●金・銀(積み立て購入含む)などの時価評価が容易に把握できる貴金属

銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高のコピー
(ウェブサイトのコピーも可)

●その他現金(タンス預金など)

申請書に金額を記入

※負債(借入金・住宅ローン等)は、預貯金等から差し引いて計算しますので、借用証明書等のコピーを添付してください。

※生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などは預貯金等には含まれません。

提出書類に不備・不足があった場合は、市から文書で書類の訂正、追加提出を依頼しますので、内容をご確認のうえ返送をお願いします。すべての必要書類が提出されてから、認定証発行の可否判定を行います。認定証は原則、すべての必要書類が提出された月の1日から有効の証となります。